

各障害福祉サービス事業所等 管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の解除に伴う
障害福祉サービス事業所等における対応について（依頼）

日頃は、本市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

各事業所におかれましては、令和 2 年 4 月 10 日付本市通知「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく障害福祉サービス事業所等の対応について（依頼）」により緊急事態宣言下の事業継続にご尽力いただいたところでございますが、政府の愛知県に対する緊急事態宣言については、令和 2 年 5 月 14 日に解除され、愛知県独自の緊急事態宣言についても 5 月 26 日に解除となりました。

障害福祉サービスについては障害のある方にとって欠くことのできないものであり、感染防止対策を講じた上で、必要とされるサービスの提供を継続することが重要となります。

つきましては、貴事業所におかれましても、下記事項に留意の上、適切な対応をお願いいたします。

記

1 基本的事項

各事業所におかれましては、令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省健康局結核感染症課等連名事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」等を基に、引き続き感染防止に向けた取組等を行った上での事業実施をお願いいたします。なお、ウェルネットなごやにも新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する事項等を取りまとめておりますのでご参照ください。（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2020020300025/）

2 自主的な休業等の取扱いについて

現在、自主的な休業及び居宅でのできる限りの支援（以下「休業等」という。）を行っている事業所におかれましては、利用者へのサービス提供の継

続性の観点から、本市へ報告いただいた休業等の期間までに、順次事業所での支援を再開いただきますようお願いいたします。

3 人員基準等の臨時的な取扱いについて

令和2年5月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）(R2.5.18)別添に係る名古屋市QA（第4版）」の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、随時更新を行いながら当面の間継続する見込みです。取扱いが変更される場合はウェルネットなごやに掲載いたしますので、引き続きご確認いただきますようお願いいたします。

担 当：指定指導係

電 話：052-972-3967

FAX：052-972-4149